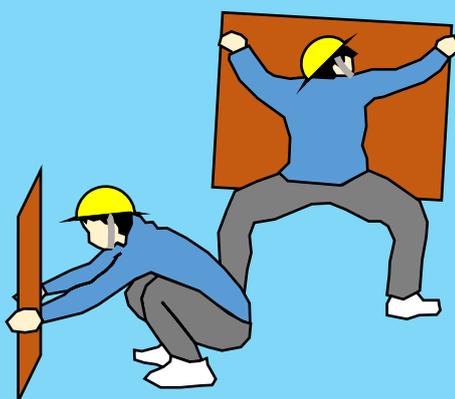
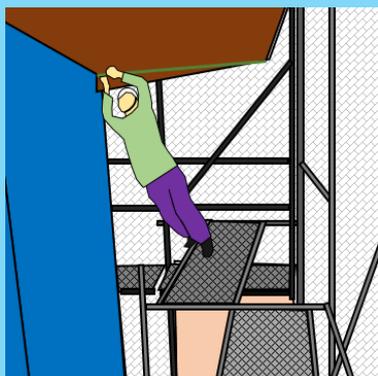


令和 6 年度

# 化学物質管理強調月間

期 間 令和 7 年 2 月 1 日から同月 28 日まで



スローガン

正しく理解 正しく管理

化学物質と向き合おう



国内で輸入、製造、使用されている化学物質は、数万種類にのぼり、その中には、危険性や有害性が不明な物質が多く含まれます。また、化学物質による休業4日以上<sup>＊</sup>の労働災害(がん等の遅発性疾病を除く。)のうち、特定化学物質障害予防規則等の特別則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが多数を占めています。

このような状況を踏まえて、新たな化学物質の規制が令和 4 年から始まり、事業場においては化学物質のリスクアセスメントの実施とリスク低減のための対策等を講じる必要があります。

そのため、厚生労働省では、令和 6 年度を初年度として、毎年 2 月を化学物質管理強調月間とし、「正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう」のスローガンの下、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るため、化学物質に関する様々な啓発活動等を行うこととしています。

主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会  
協力連携者 経済産業省、環境省  
協賛 建設業労働災害防止協会、  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会、  
港湾貨物運送事業労働災害防止協会、  
林業・木材製造業労働災害防止協会



厚生労働省

長崎労働局

各労働基準監督署

# 令和6年度 化学物質管理強調月間実施要項について(抜粋)

## ➤ 実施者の実施要項

- ・ 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシートによる危険有害性等の確認
- ・ 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石棉障害予防規則の遵守の徹底
- ・ ラベル表示・安全データシート(SDS)交付、リスクアセスメントの実施等  
 ラベル表示・SDS交付等の状況の確認、SDS 等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくリスク低減対策の実施、労働者に対する教育の実施、保護具の使用や、汚染時の洗浄を含む、化学物質の取扱上の注意事項の確認 など
- ・ 化学物質管理者の選任状況の確認
- ・ 日常の化学物質管理の総点検
- ・ 事業者又は化学物質管理者による職場巡視
- ・ スローガン等の掲示
- ・ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ・ 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の 掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施



## ➤ 「化学物質の自律的な管理に関する自主点検表」の実施

- ・ 別紙「**化学物質の自律的な管理に関する自主点検表**」にて、化学物質管理の状況を確認してください。

# 令和6年 長崎署管内で発生した化学物質による労働災害の概要

いつ	だれが	どこで	何をしていた	どうなった
5月	50歳代の接客員と30歳代の接客員が	会社内の機械室で	ろ過機のタンクの補充作業を行っていたとき	塩化アルミニウムのタンクに、誤って、次亜塩素酸ナトリウムを補充したため、塩素ガスが発生し、塩素ガス中毒となった。
7月	20歳代の店員が	店舗の厨房で	具材をバックヤードに取りに行く途中	清掃のため、床に置いていた薬剤を染み込ませたペーパーにより転倒し、右半身が薬剤に触れ、火傷を負ったもの。
10月	40歳代の塗装工が	塗装工場	船体ブロック内部の吹付塗装作業の際にはしごを昇降中	バランスを崩して地面に墜落した。その後、意識が朦朧となっていたため、病院で検査を行い、有機溶剤中毒と診断された。

## 化学物質の自律的な管理に関する自主点検表

✓ が見つからない場合は、[解説](#) やリンク先の情報等を参照して確認をしましょう。

<p>① 事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（RA）対象物であるかを把握していますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p><b>解説</b> 化学物質を化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。</p> <p>令和6年4月1日時点のRA対象物は<a href="#">こちら</a>のリストをご覧ください。</p> <p>また、令和7年4月1日に約700物質、令和8年4月1日に約800物質が追加される予定です。追加物質については、以下の一覧表を確認してください。</p> <p><a href="#">労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付等の義務対象物質一覧</a></p>	
<p>② 化学物質管理者を選任していますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p><b>解説</b> 令和6年4月1日からRA対象物の製造・取扱事業場等において化学物質管理者を選任することが義務となっています。</p> <p>化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。</p> <p>化学物質管理者の選任については、以下のQ&amp;Aの10ページに記載のNo. 2-1-1, 2-2-2をご確認ください。</p> <p><a href="#">化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&amp;A</a></p>	
<p>③ RAを実施していますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p><b>解説</b> リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。</p> <p>下のQ&amp;Aも参照してください。</p> <p>Q1-1 <a href="#">なぜリスクアセスメントを行わなければならないのか。</a></p> <p>Q1-2 <a href="#">リスクアセスメントはどのような手順で実施するのか。</a></p> <p>厚生労働省では、RAの実施を支援するため業種別マニュアルの作成を進めています。次のマニュアルに従ってRAを実施した場合は、右上の<input type="checkbox"/>に✓をつけてください。</p> <p><a href="#">建設業における化学物質取り扱い作業におけるリスク管理マニュアル</a></p>	

R6. 4.1 時点



R7, R8 追加分



Q&amp;A



マニュアル



<p>④ R Aの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p><b>解説</b> 法令に講ずべき措置が定められている場合は、リスクアセスメントの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。</p> <p>下の Q&amp;A も参照してください。</p> <p>Q12-1 <a href="#">リスクアセスメント実施後のリスク低減措置の実施は義務か。</a></p> <p>Q12-2 <a href="#">リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか。</a></p> <p>③のマニュアルで定められたリスク低減措置を行った場合は、右上の □ に ✓ をつけてください。</p>	
<p>⑤ 安全データシート（SDS）とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p><b>解説</b> 化学物質を取り扱う労働者が常時 SDSを確認できるよう周知するほか、労働者に教育や周知を行う必要があります。</p> <p>下の Q&amp;A も参照してください。</p> <p>Q15-1 <a href="#">入手した SDS を労働者に周知しなければならないか。</a></p> <p>Q15-2 <a href="#">ラベルや SDS の記載内容を労働者に教育する義務はあるか。</a></p>	
<p>⑥ （保護具を使用している場合） 保護具着用管理責任者を選任していますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p><b>解説</b> 保護具着用管理責任者の選任については、以下の Q&amp;A の 11 ページ以降に記載の No. 2-2-1, 2-2-2 をご確認ください。</p> <p><a href="#">化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関する Q&amp;A</a></p>	
<p>⑦ （化学物質の譲渡・提供を行っている場合） ラベル表示を行い、SDS 等による通知を行っていますか。</p>	<input type="checkbox"/>
<p><b>解説</b> 化学物質を譲渡又は提供する者は、相手方に SDSの交付等により危険有害性等を通知する必要があります。</p> <p>下の Q&amp;A も参照してください。</p> <p>Q13-1 <a href="#">SDS はいつ交付しなければならないのか。</a></p> <p>Q13-2 <a href="#">ホームページで SDS を提供しても良いか。</a></p>	